

総務文教委員会

平成23年12月15日(木)

## 総務文教委員会

日 時 平成23年12月15日(木) 午前10時00分開会—午後0時12分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田島委員長、竹原副委員長、川端、奥野、竹内、中原、和田、辻下  
出口副議長、道工監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 豊国、鍛冶、反保

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、  
白井総務企画部長兼財政改革部長、古谷教育次長、  
亀崎危機管理監、中村直轄理事兼総務企画部理事兼財政改革部理事、  
谷下総務企画部理事、湊原会計管理者兼理事、  
一本総務企画部副理事兼文化センター所長、中田総務企画部副理事兼総務課長、  
四至本財政改革部副理事兼行革推進課長、保井直轄副理事、  
古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長、山路教育委員会事務局指導課長、  
萬谷財政改革部税務課長、相馬財政改革部財政課長、  
早野総務企画部企画政策課長、竹下教育委員会事務局生涯学習課長、  
西まちづくり戦略室企業誘致担当課長、森長教育委員会事務局指導課参事、  
阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理、  
今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長代理  
寺田教育委員会事務局学校教育課係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

田島委員長 おはようございます。

本日は当委員会にご出席ありがとうございます。

また、傍聴の議員さんも早朝よりご苦労さまです。一つ、傍聴のほう、よろしくお願ひ  
したいと思います。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者については全員出席と聞き及んでます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務委員会を開きたいと思います。

まず、12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案9件の審査  
を行います。

それでは、議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチ、そして、理事者の答弁は所属部署名  
を言ってから発言してください。

そして、答弁については簡潔に答弁。そして、説明等については過日の本会議で理事者  
側から説明を行っております。よって、また再び説明等については当委員会は省きたいと  
思いますので、その点よろしくお願ひします。

説明希望される方は、各委員、手を挙げて求めてください。そうしたら許可をしますの  
で。

ということで、これからの委員会運営に一つご協力をお願いしたいと思います。

議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会  
に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、総務文教委員会に付託されまし  
た歳入予算につきましてご説明をいたします。

10、地方交付税、1、地方交付税、地方交付税といたしまして1,890万3,00  
0円を計上するものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の決定に伴い、その一部を本補正予算の財源と  
するものでございます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 15、府支出金、2、府補助金、6、教育費府補助金、社会

教育費補助金として60万円の増額補正です。

これは、小学校に地域住民の交流活動拠点を整備し、この拠点を活用して小学校単位で防犯、防災、高齢者の見守りなど、住民主体の取り組みに対して支援される大阪府地域力再生支援事業補助金です。

この補助金は、地域子ども見守り事業に充当しますので、内容につきましては歳出で説明いたします。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、9、消防費府補助金、消防費補助金、補正予算額15万円増額補正をするものです。内容につきましては、大阪府地域力再生支援事業補助金（自主防災組織支援事業）に充当するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、16、財産収入、2、財産売却収入、1、不動産売却収入、町有地売却等収入といたしまして389万3,000円です。うち、194万7,000円を財産管理費に充当するものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

早野総務企画部企画政策課長 続きまして、17、寄附金、1、寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金といたしまして371万3,000円の増額補正をするものです。この寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい基金費に充当するものです。

この寄附金については、後の歳出で補正をお願いいたします地域活性化事業、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催継続をするための趣旨に賛同いただいたことによる寄附金の収入見込額の増額分です。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 4、教育費寄附金、小学校費寄附金といたしまして国際ソロプチミスト大阪ーりんくうからの指定寄附金として5万円を増額するもので、小学校教材費に充当するものでございます。

早野総務企画部企画政策課長 続きまして、18、繰入金、1、基金繰入金、2ページをお願いいたします。

3、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして200万円の増額補正をするものです。

この基金繰入金につきましては、地域活性化事業全日本ビーチバレー女子選手権大会開催に対する補助金に充当するものです。

中田総務企画部副理事兼総務課長 続きまして、2、特別会計繰入金、2、淡輪財産区特別会計繰入金といたしまして24万1,000円を集会所維持補修費に充当するものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

続きまして、3、深日財産区特別会計繰入金といたしまして20万4,000円を一般会計へ繰り入れするものです。

内容につきましては、現在、国土交通省が施行しております第二阪和国道改築工事に伴う事業用地が深日地区財産区有地の一部にかかることから、土地売却収入のうち財産区財産の処分に係る配分割合による49%相当額とするものでございます。

買収の所在地番は、岬町深日3069番11の一部で、地目は山林、買収実測面積は125.94平方メートル、買収額は1平方メートル当たり3,300円の41万5,602円となりまして、そのうちの49%相当額の20万3,645円でございます。

なお、買収単価は浪速国道事務所からの補償金提示書によるものでございます。

大山議会事務局副理事 20、諸収入、3、雑入、1、雑入につきまして205万1,000円を増額補正するものでございます。

内訳としまして、町村議長の活性化等に係る支援金といたしまして、95万円を計上しております。

内容といたしましては、本年度より町村会、町村議長会及び大阪府町村振興協会との事務局機能の統合に伴いまして分担金の軽減が図られているところです。この統合に伴いまして、府内の町村に町村議長の財政調整基金の返還が可能になったことによりまして、議会の活性化に資する目的で交付されるものでございます。

なお、交付金の歳出予算の充当先につきましては、庁舎維持補修費のうち、第2委員会室のカーペット取りかえ、委員会室録音機の調整、第二阪和国道延伸啓発看板設置に係る経費を充当するものでございます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 続きまして、集会所改修費負担金といたしまして24万2,000円を集会所維持補修費に充当するものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 次に、補正予算額85万9,000円増額補正をするものです。

内訳としまして、消防団員が退団し、消防団員等公務災害補償等共済基金から85万9,000円給付され、消防総務費臨時分に充当するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

以上、当委員会付託分合計3,180万5,000円の補正をするものです。

保井直轄副理事 3ページをごらんください。歳出でございます。

今回の補正の多くが人件費で占めております。人件費の主な補正の要因は、人事異動に係る調整と本町が独自に給料カットをしております管理職2%減分と管理職以外の4月から12月分の1%減分の反映でございます。

なお、人件費の備考欄の内訳の読み上げにつきましては、円滑な進行のため省略させていただきます。ご理解をお願い申し上げます。

では、始めさせていただきます。

1、議会費、1、議会費、1、議会費、議会費人件費一般職240万3,000円を増額補正するものです。

2、総務費、1、総務管理費、1、一般管理費、一般管理費人件費一般職1,306万4,000円を減額補正するものです。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、4、財産管理費、車両管理費の公用車燃料費といたしまして25万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、当初見込んでおりました公用車の燃料価格が約9%上昇しているものでございます。

また、本年4月1日現在の公用車の保有台数は消防ポンプ自動車等の特殊車両を除く一般車両が36台ございますが、本年度中に車検満了日を迎える車両のうち、耐用年数を過ぎ、かつ車両の運行に支障が見込まれ稼働率が低いなどを踏まえ、本年度は3台の廃車を行いまして経費の削減となっておりますが、それ以上に原油価格の高騰が市場価格へ波及しているものと考えております。

次に、庁舎維持補修費といたしまして、町村議会の活性化等に係る支援金95万円を充当するための財源更正でございます。

内容につきましては、この財源を活用し、第2委員会室の床張りかえ修繕に78万7,500円及び第2委員会室の修繕時に録音機器を移動しており、その復旧に係ります録音機器設置調整費といたしまして4万7,000円、また第二阪和国道の早期全線開通啓発用看板の設置に係ります備品購入費の23万1,000円の2分の1相当額11万5,500円を併せまして95万円を一般会計より執行しているところでございます。

次に、集会所維持補修費といたしまして48万3,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、淡輪畑地区内にごございます淡輪13区集会所に雨漏りがあり、今後の集会所の維持管理上支障があるため早急に修繕するものでございます。

本集会所は築40年以上経過する木造平家建て、延べ床面積が約32平方メートルございまして、地域のコミュニティ活動の拠点として活用しており、地域社会の振興に資するため修繕を行うものでございます。

修繕の概要でございますが、瓦、樋、畳の撤去及び処分並びに屋根葺き、古瓦の再使用、樋、畳の新調等でございます。

また、本修繕に係ります経費のうち、歳入でもございましたとおり、淡輪13区自治区の申し出によりまして修繕費の2分の1相当額に当たります24万2,000円を集会所改修費負担金として本修繕費に充当するものでございます。

次に、財産管理費といたしまして194万7,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、現在、国土交通省が施行しております第二阪和国道改築工事に伴う事業用地が岬高校の南東側にございます大谷池を横断するところから、土地買収等に係る町有地売払等の収入のうち、この池の水利権を有する淡輪西水利組合に補償するものでございます。

買収の所在地番は岬町淡輪5682番1の一部で、地目は溜池、地積は買収部分が452.26平方メートル、区分地上権部分が1,311.45平方メートルでございます。

また、買収部分の価格は1平方メートル当たり3,100円の140万2,006円、区分地上権部分の価格は1平方メートル当たり1,900円の249万1,755円となり、併せまして389万3,761円となります。

そのうち、補償料としましては水利権補償率が50%、買収及び区分地上権部分を併せまして194万6,881円となります。

なお、買収単価等は浪速国道事務所からの補償金提示書によるものでございます。

早野総務企画部企画政策課長 7、企画費、地域活性化事業としまして200万円の増額補正をするものです。内容といたしまして、地域活性化事業として、本年7月に開催されました全日本ビーチバレー女子選手権大会に対する助成を行うものです。

保井直轄副理事 8、人権啓発費、人権啓発費人件費28万6,000円を減額補正するものです。

2、徴税费、1、税務総務費、税務課人件費299万4,000円を増額補正するものです。

3、戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費人件費488万1,000円を増額するものです。

4、選挙費。続いて4ページをごらんください。1、選挙管理委員会費、選挙管理委員

会費人件費13万3,000円を増額するものです。

3、民生費、1、社会福祉費、1、社会福祉総務費、社会福祉費人件費83万2,000円を増額するものです。

財源内訳といたしまして、府支出金7万5,000円につきましては身体障がい児、身体障がい者等実態調査委託金（厚生委員会所轄）を充当するものでございます。

2、老人福祉費、老人福祉費人件費18万1,000円を減額補正するものです。

3、国民年金費、国民年金費人件費50万3,000円を減額するものです。

4、老人医療助成費、老人医療人件費8万7,000円を減額するものです。

9、文化センター費、文化センター人件費25万1,000円を減額するものです。

10、青少年センター費、青少年センター人件費769万1,000円を減額するものです。

2、児童福祉費、1、児童福祉総務費、児童福祉総務費人件費26万円を増額するものです。

2、児童福祉施設費、保育所人件費307万7,000円を増額するものです。

5、簡易心身障害児通園事業費、こぐま園人件費18万2,000円を減額するものです。

次に、5ページをごらんください。

4、衛生費、1、保健衛生費、1、保健衛生総務費、保健衛生総務費人件費278万1,000円を増額するものです。

3、環境衛生費、環境衛生費人件費36万6,000円を増額するものです。

2、清掃費、1、塵芥処理費、塵芥処理費人件費165万7,000円を増額するものです。ごみ処理施設運営費8万8,000円を増額するものです。

内訳につきましては、共済費、社会保険料の増額でございます。

3、し尿処理費、し尿処理施設運営費12万4,000円を増額するものです。内訳といたしましては、共済費、社会保険料の増額によるものです。

6、農林水産業費、1、農業費、1、農業委員会費89万2,000円を減額補正するものです。

2、林業水産業費、1、林業水産業総務費、林業水産業総務費人件費7万円を増額するものです。

7、商工費、1、商工費、1、商工総務費、商工総務費人件費17万3,000円を増

額するものです。

2、観光費、観光費人件費7万6,000円を減額補正するものです。

6ページをごらんください。

8、土木費、1、土木管理費、1、土木総務費、土木総務費人件費1,281万9,000円を増額するものです。

2、道路橋梁費、1、道路橋梁総務費、道路橋梁総務費人件費13万1,000円を増額するものです。

4、都市計画費、1、都市計画総務費、都市計画総務費人件費22万5,000円を減額するものです。

財源内訳といたしまして、218万2,000円につきましては、第二阪和国道用地買収事務受託事業収入を充当するものです。

第二阪和国道用地取得促進費人件費、一般職任期付職員254万7,000円を増額するものです。第二阪和国道の用地買収のため任期付職員を採用し、1月から3月まで雇用するものです。財源内訳として、254万7,000円につきましては、第二阪和国道用地買収事務受託事業収入を充当するものです。

5、住宅費、1、住宅管理総務費、住宅管理総務費人件費24万1,000円を減額するものです。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、9、消防費、1、消防費、1、消防総務費、消防総務費経常分としまして補正予算額273万6,000円増額補正をするものです。

内訳につきましては、東日本大震災に関する消防団員等公務災害補償等への対応のため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に係る法律施行令の一部を改正する政令が平成23年8月10日に公布施行され、本年度に限り消防団員等公務災害補償に係る掛金の額が引き上げられたためです。

なお、改正後の掛金としまして、2万4,700円、改正前の掛金としましては1,900円。追加掛金としまして2万2,800円掛けることの条例定数分120名分によるものです。

次に、消防総務費臨時分、補正予算額178万8,000円増額補正をするものです。内訳としまして、消防団員が退団されたことに伴う退職報奨金の補正をするものです。財源内訳としまして、歳入でご説明いたしました消防団員等公務災害補償等共済基金から8

5万9,000円、一般財源92万9,000円でございます。

続きまして、4、災害対策費、災害対策費人件費、補正予算額105万3,000円増額補正をするものです。災害発生時による職員時間外手当で歳出の費目を分けたためです。

内訳としましては、台風発生4回、41名分、異常潮位4日、11名分、合計52名分でございます。

次に、自主防災組織支援事業、補正予算額15万円増額補正をするものです。

財源内訳としまして、歳入でご説明させていただきました大阪府地域力再生支援事業補助金を充当しまして、淡輪小学校区の自主防災組織の防災意識の向上及び要援護者の見守り活動のために岬町防災カード約1万枚、6万3,000円で作成。及び避難時に活用する救急医療セット20人用3箱、金額としまして8万7,000円を購入するものです。

保井直轄副理事 7ページをごらんください。

10、教育費、教育総務費、2、事務局費、事務局費人件費215万5,000円を増額するものです。外国青年招致事業費1万円を増額するものです。内訳といたしましては社会保険料の増額でございます。

2、小学校費、1、学校管理費、学校管理費人件費15万5,000円を減額補正するものです。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 続きまして、小学校維持補修費といたしまして54万3,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、経年劣化により学校の運営や児童の安全確保に支障がある箇所について修繕等を行うもので、修繕料としまして淡輪小学校の下足室ドアの修繕7万4,000円、多奈川小学校の煙感知器の修繕33万2,000円、また小学校改修工事といたしまして多奈川小学校のプロテクター側溝の改修工事13万7,000円となっております。

次に、小学校教材費といたしまして指定寄附金を充当した図書購入費として5万円を増額補正するものでございます。

続きまして、3、中学校費、1、学校管理費、中学校維持補修費といたしまして中学校改修工事114万5,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、バスケットボールの競技ルールの改正により、体育館のバスケットコートラインを改修するものでございます。

保井直轄副理事 4、幼稚園費、1、幼稚園費、幼稚園人件費61万7,000円を減額補正する

ものです。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 5、社会教育費、1、社会教育総務費、地域子ども見守り事業として60万円の増額補正です。

これは、大阪府地域力再生支援事業補助金を活用しまして、小学校区において犯罪や事故を防ぎ、安全で安心な学校づくりと地域づくりを推進するため、学校、PTA、ボランティア等との連携協力により淡輪小学校と深日小学校の1階の教室に地域安全センターを設置いたします。

あわせて、地域住民の交流、活動拠点としての整備を行うため、消耗品費20万円で安全ボランティア用のジャンパー、帽子等を購入し、各小学校に備えつけます。

また、庁用器具費40万円で、淡輪小学校には会議用の机やイス、深日小学校には空調機器を設置するものです。

保井直轄副理事 2、淡輪公民館費、公民館費人件費614万7,000円を減額補正するものです。

6、保健体育費、2、共同調理場費。8ページをごらんください。共同調理場費人件費126万4,000円を減額補正するものです。

早野総務企画部企画政策課長 13、諸支出金、1、基金費、6、岬ゆめ・みらい基金費371万3,000円の増額補正をするものです。

岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込額の増額による基金積み立ての増額を行うものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、2,209万9,000円の増額補正を行うものです。

田島委員長 本件について、担当課から詳細なる説明をいただきました。これから質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

奥野委員 1点だけお聞きしたいと思います。

1ページの土地建物売払収入の町有地売払等収入の194万6,000円、これはどこを処分されたのかお教えいただきたいのと、その横の特定財源の194万7,000円、これは後の3ページの大谷池水利権補償料ということになるのかと思いますけれども、二国に絡んで、国交省からの特定財源だと思いますけれども、町経由になる理由をお教えいただきたい。その2点をお願いいたします。

中田総務企画部副理事兼総務課長 委員ご指摘のとおり、第二阪和国道延伸に伴います買収でござ

います。所在地番は先ほどご説明させていただきました用地でございますが、再度ご説明させていただきますと思います。

買収の地番のほうは、淡輪の5682の1の一部となっております。地目はため池、これは大谷池でございます。

こちらのほうには、水利組合、淡輪西水利組合がございまして、そちらへの補償となっております。

あと、国交省からの受けでございますが、事務委託という形でうちのほうに歳入を行い、歳出を行うものでございます。

奥野委員 この水利権だけが直じゃなくて、どうして町経由になるのか。委託という形がなぜこうなるのか、何か事務的なことがあるんですか。

中田総務企画部副理事兼総務課長 まず、この池は岬町名義でございます。よろしく願いいたします。

田島委員長 他に質疑ございませんか。

辻下委員 6ページの第二阪和国道用地取得促進費人件費、先ほどの説明でアルバイトというんですか、1月から3月まで3カ月間ということをちょっと聞いたんですけども、それ以後、3月で用地買収は恐らく済まないと思うんで、あとはどうするのか、その1点だけお聞きしたい。

保井直轄副理事 平成24年度におきましても、事務委託がされるものと聞いております。受託するものと聞いております。

辻下委員 ありがとう。3月以降ということやね。はい、結構です。

中原委員 委員会資料の1ページと2ページにまたがっての岬ゆめ・みらい寄附金のことでよくわからないことがあって、構成の仕方が私ちょっとよくわからないのでお聞きするんですけど、1ページのところに371万3,000円増額と書いてあって、その説明の中でも地域活性化の事業に充当というような説明があって、2ページのところでも200万円の増額補正ということで同じような説明をいただいたと思います。

要するに岬ゆめ・みらい寄附金が幾ら入ってきたのかというのがよくわからなくて、そのあたりの説明を、構成の仕方の理解だと思んですが、説明をいただきたいと思います。

それから、3ページ以降で歳出にかかわることなんですが、説明の冒頭に人件費の増減について説明があったところでありましてけれども、今、町単独でのカットも行っているということがそこであわせて説明されたところですが、今後の問題も含めて組合との話し合

い等で懸案事項が残されていると思いますが、そのあたりについては協議のほうはいかがか、この機会にお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点すごく簡単なことを聞いておきます。ほかにもあるんですけど、あんまりいっぱいまとめてだと。

田島委員長 3点にとどめましょうか。

中原委員 はい。そうしたら、6ページの消防費の災害対策費人件費のところの説明で、台風等で非常に職員の皆さんにご苦労いただいて、住民の皆さんの安全を守るために何回にもわたって役場にも泊まっていたりということがあったことをお示しいたいて、本当にご苦労なことだなというように思って聞いてたんですけど、その後で、説明の中でおっしゃった言葉の意味がわからなかったの、もう一度言ってほしいんです。「いじょうちようい」って聞こえたんですけど、漢字がわからないし、意味がわからないんですよ。

3点です。

早野総務企画部企画政策課長 1点目ですが、1ページの寄附金371万3,000円の増額補正をお願いしておりますが、今年度の収入見込みとしましては、579万3,000円です。

これにつきましては、岬ゆめ・みらい寄附として寄附をいただき、寄附金を岬ゆめ・みらい基金に積み立てを行いまして、その基金から積み立てを繰り入れまして補助金に出すという仕組みとなっております。

それで、2ページに岬ゆめ・みらい基金の繰入金としまして200万円の増額補正をお願いし、補正後の予算額として395万4,000円を地域活性化事業に充当するものです。

保井直轄副理事 管理職以外の独自カットにつきましては、4月から12月分ということで反映させていただくことですが、懸案事項でありますその後の独自カットにつきましては、職員団体と継続して協議をしているところでございます。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 災害対策費の人件費の内訳ですけれども、異常潮位が4日間、日にちでいいますと9月28日から10月1日に水位が上がりまして、11名分の人件費の補正をしたということでございます。

中原委員 異常潮位の漢字がわかりました。

2点目の職員組合等との協議については継続されているということでありますので、その点は丁寧に行っていただきたいと要望しておきたいと思っております。

ほかにも質問、もう少しよろしいですか。

委員会資料6 ページの一番下の欄にある自主防災組織支援事業についてお聞きをしておきたいと思います。

この取り組みは非常に前向きなものというふう感じて聞かせていただいておりますが、防災カードを1万枚作成すると、これがどういったものなのかなということをお聞きしたいと思いますし、日常的な活動も何かお考えなのか、そのあたりについてお示しをいただきたいと思います。

それから、7ページの真ん中より少し下あたりの社会教育総務費の地域子ども見守り事業についてお聞きしたいと思います。

先ほどの説明をお聞きしていると、非常に何て言うか、活動内容が多岐にわたるといえるか、子ども見守り事業という名前ですけれども、お年を召した方のことも含めて何か説明の中にあつたのかなと思ったんですが、事業内容をもう少し詳しくお示しをいただきたいと思います。

私がイメージしているのは、既に多奈川小学校に設置しているような拠点をつくらうというようなイメージなのかなと思うんですが、具体的な活動内容について、今後の計画をお聞きしておきたいと思います。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 岬町防災カードの件ですが、防災意識の向上及び要援護者の見守り活動並びに各種の災害による被災時や交通事故、急病で救護が必要となったときに駆けつけた救援者に対し、適切な情報提供を行うことにより、緊急時における連絡先対応に資することを目的としています。

さらに、いつ起こるか分からない災害に備えたグッズでございます。

今、その原本を持っておりませんが、表面には名前、年齢、住所、電話番号など緊急連絡先等を記入していただき、裏面には緊急医療連絡表に生年月日、血液型、備考欄には持病、常備薬、アレルギーなど、かかりつけの医療機関など必要事項を記入し、常時携帯していただき、駆けつけた救援者の方に対しての情報でございます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 まず1点目に、高齢者の云々というお話が出たということについてでございますが、この点につきましては大阪府地域力再生支援事業の補助対象となる例を挙げさせていただきました。その中で、小学校単位での防犯や防災、それから高齢者の見守りなどというのが対象になるよということでお話しさせていただいたところです。

それから、2点目の具体的な活動についてはどうかということでございますが、まず多奈川小学校には平成21年度に地域安全センターが設置されておりまして、活動もされて

おります。

この地域安全センターの目的が小学校区において犯罪や事故を防いで、安全で安心な学校づくりと地域づくりを推進するということが目的ですので、そのような防犯の関係ですとか地域づくりの活動を進めていくということでございます。

実際にどういふことをするのかといいますと、今、案の段階ですが、例えば児童の登下校時の見守り活動、それからスクールガードリーダーによる地域安全防犯活動、青パトによる岬町の巡回防犯パトロール、青少年健全育成のための啓発活動、交通安全教育の推進、この辺はもう今既にやっているとございませう。

それから、関係機関や各種団体との連携や情報交換、その他の目的を達成するために必要な活動というふうなことになるかと思ひます。

そしてPTA、それからスクールガードリーダー、安全ボランティアさん等がいつでも集まれる場、また、そういう会議とか情報交換や交流の場として利用していきたいというふうに考えております。

中原委員 1点目にお聞きした防災カードは、以前配られたことのある黄色い……。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 そうです、済みませう、こちらにございませう。

中原委員 それとまた別のものなのかなというふうに思ってしまったので、有効な活用を進めていただきたいと思ひます。

2点目の社会教育総務費にかかわる問題ですが、連携のため、また情報交換ということでいつでも集まれる場を設定すると。これ、非常に有効だと思ひますね。たくさんの方が子どもたちの登下校の見守り活動、また夕方になったら集団で地域の見守りも本当にたくさんの方に出くわして、ありがたいなというふうにごりごりから感じておりますので、そういう方々のいろいろな意見等をやはり持ち寄れる場というか、そういうものは必要だと思ひますので、積極的な活用を求めたいと思ひます。

ちなみに、場所を確認したいんですけども、いつでも集まれる場ということは、ほかのときにはその部屋は使わないという前提のことになるのかなと思ひますね。

私は以前から、特に淡輪小学校の学童保育の部屋、どこか使われないのかなと思ひて、空き教室ないのかということをよく聞いてきたんですけど、ないないと必ずお答えいただいてるんですけど、こういうふうにごりごりの部屋がどこか確保できる部屋があったということなんでしょうか。どこの場所を活用されるのかお聞きしたいんですけどね。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 淡輪小学校につきましては、1階の今、わくわくルームって

いうんですか、理科の関係とか何かで使われているところ、そこを活用して地域安全センターも兼ねて、専用じゃなしに、ほかのものにも使えるような形で整備しようということですか。

それから、深日小学校につきましても、1階の校長先生のお部屋の隣に今、会議室として使われているところがあります。そこ、または反対側の隣のPTA室というのがございます。そちらのどちらかでセンターを設置したいと。

ただ、いずれもそれが専有するというのではなしに、PTAが使ったり、ボランティアが使ったり、あるいは地域の方が使ったりできるような形で進めていきたいというふうに考えています。

中原委員 専有ということではないということを確認させていただきました。ということになると、いつ、どんな団体が使うかということで、共有化の工夫といたしますか、そういったことが必要になるかと思いますが、そのあたりはよく調整をしていただいて、今後、有効活用を図っていただきたいと思います。

田島委員長 先ほど、カードの部分の説明をしたけれども、これからそういうカードを、せっかくいいものを作っていますので、一つ説明を聞くより、一見は百聞にしかずでわかりますので、参考に事務局のほうに、各議員数を届けてください。今後、これからそういうような資料があれば。

そうしたら、事務局のほうで各議員のポスティングをしておいてくださいね。

川端委員 その件でしたら、皆、もう家にありますが。

田島委員長 ありますの。済みません、僕、新しい議員やから、どうも知らないの。

川端委員 多分、奥さんが持つてはると思います。

田島委員長 そうですか、えらい不勉強で申しわけないです。

一応、そういうことで、今後、他の資料についても一つよろしく。見本として届けてください、議会のほうに。お願いしておきます。

川端委員 余計なこと言ったかもしれませんが。

1点、先ほど、自主防災組織新事業でカードをつくったということをお聞きしたんですけども、これを特に今回、自主防災組織、淡輪小学校区にこうして配るということをお聞きしているんですけど、この自主防災組織の設置についての進捗状況をお聞きしたいんです、全体の。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 自主防災組織の4月1日現在で61自治区がござい

まして、32自治区の方が自主防災組織の組織図を作成していると。提出が24部ございます。あとの8部が調整し、まだ岬町のほうには提出してないということで調査しております。

川端委員 速やかに進むところはいいんですけども、任せていたらなかなか進みにくいというところについては行政としてどのように手を打っていかれるのでしょうか。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 自治区長の役員会がございまして、2カ月に1回ございます。それを継続して自主防災組織の作成等を進めてまいっております。それで、この4月1日までには8地区か10地区ぐらいしか自主防災組織ができておりませんでした。それで、役員会等で自主防災組織、自分らの力で自分らのまちは自分らで守るという形で引き続いて議題にのぼっております。それで、今現在32自治区が自主防災組織に力を入れてくれておりますので、今後とも続けて自主防災組織の協力等よろしくお願ひしたいという形で進めていきたいと思ひます。

川端委員 根気よく行政が指導されて、全組織でこの防災組織がきちんとできるようにされていくことかと思ひます。また、その点についてよろしくお願ひします。

また、それにあわせて、来年はこの地域防災計画も見直されると聞いているんですけども、作成する際について、きちんと生活者の視点である、女性の視点を取り入れられるように、そういうところは計画で考えてくれているのかどうか。

亀崎危機管理監 地域防災計画につきましては、現在、国のほうで東日本大震災を受けて見直しを図っております。

早ければ、今年度末ごろに全国の市町村に対して被害想定が公表されるであろうと我々予想しています。それを受けて、来年度、地域防災計画を見直す計画をしております。

その際には、当然、住民の皆様の意見、女性の意見も聞かせていただき検討委員会等々も設けて進めていきたいと、かように考えております。

川端委員 本当に今回の東北のほうの震災でも、あと長々と本当に避難生活が続いたときには、やはり女性の視点というのが物すごく大事だということを、そのときになって気づいたということを聞いていますので、この計画を作成するに当たっては、しっかりと女性の声、生活者の声が反映できるようにしてほしいなということを思ひます。

また、それに関連して、今回も小学校の修繕費があるんですけども、修繕費54万3,000円でいろいろと修繕されるということですけども、この小学校と防災とは切っても切れない、小学校が避難先になっているということがありますので、これに関連して私

も言わせていただくんですけども、ずっと、例えば学校トイレの改修とか、いろいろ言わせていただいているんですけども、その点について、これは学校だけの問題ではなくて、この防災にも関係してくるということから、きちんと来年の当初予算にはそのことも考えているのかということをもう一度ここで聞きたいと思います。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 小学校のトイレ等の問題につきましては、以前から川端議員のほうから指摘なりご意見なりもいただいております。

来年度の当初予算に向けて、一定の改修を計画的に実施していくように、今、財政との調整に入っているところでございます。

川端委員 要望ということにしておきますけれども、やはり、学校だけでなく、これは全体で考えていかなければいけない問題だと思いますので、その辺をしっかりと考えて来年の当初予算に反映できるようにということを要望しておきます。

中原委員 今、質問と答弁を聞いていて、ちょっと確認したいことが出てきたのでお聞きしたいと思います。

委員会資料の6ページの自主防災組織のことについて質問と答弁ありましたけれども、その説明の中で自主防災組織の組織率という言葉でいうかどうかわからないんですが、そのことの説明があって、32の自治区で組織図が作成されて、提出が24、まだ提出されていない調整中が8というふうにおっしゃったかなと思うんですけど、これを足し算すると61よりふえてしまいますので、32自治区で組織図は作成されて、何か……その中の24が提出されているというふうにとらえて……もう一回説明していただきたいと。

それともうちょっとこのことにかかわって、役員会を2カ月に1回開いておられるというところで、大変ご苦勞なことだと思いますけれども、今後の活動等に積極的に生かしていただきたいと思います。

この役員会の役員さんはどういう方になっていただいているのか、どういう方が会議に出席されているのか、確認させていただきたいということと。

それから、ちょっときのうの厚生委員会の議論の中で出たこととかかわってですので、委員長のお許しが出るかわかりませんが、質問だけはさせていただきます。

田島委員長 当委員会にかかわることでしたら結構です。厚生委員会にかかわることはちょっと委員さんに諮らないといけませんので。

中原委員 本委員会にかかわることのみで結構ですので、ご回答いただきたいと思う点が1点あります。

きのうの厚生委員会の中で、災害時地域支え合い人材育成事業という事業について説明がされまして、これについては専門職の皆さんに集まっていただいて災害時初動期の意識づけ、どのように動いていくのか等について研修を行うといった内容が示されたところなんです。

きのうお聞きした中身でいきますと、この内容を事例集としてまとめて地域防災組織等でもご活用いただくというふうに聞いていたんですけども、もちろん、それは積極的にやっていただきたいと思うんですが、この実際の事業の中ではワークショップというような形で参加型で取り組みを行うということですので、例えば自治区の中で自主防災組織の重要なメンバーに携わっていただいている方なんかはこのワークショップにご参加いただくとか、まとめ上げた書面を渡して活用していただくという以上のかかわり方、積極的な活用ということはお考えになっていないのかお聞きしておきたいと思います。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 自主防災組織図の合計32が組織図できております。その中で24組織図は岬町のほうに提出されております。あとの8自主防災組織なんですけど、作成しているという連絡が自主防災組織の会長からいただいております。

役員会ですが、2カ月に一度淡輪4名、深日3名、多奈川3名、孝子1名、合計11名で役員会を開催しております。その中には自主防災組織に対しての議題も継続的に審議しております。

白井総務企画部長兼財政改革部長 昨日の厚生委員会での災害時地域支え合い人材育成事業につきましては、災害時などにおいて要援護を必要とする災害弱者を地域で支援するため、地域包括支援センターを核として福祉、医療とか、具体的には保健師さんなどの専門職、またNPOとか色々な団体に集まっていただきまして、その災害の初動時にそれぞれができる役割をワークショップやシミュレーションにより明確にして、地域で支え合う仕組みを構築できる人材を育成しようとするような事業でございます。

それに基づきまして、今後、東北大震災の場合にもありましたように、災害時における初動体制などをそれぞれ専門職の方々に集まっていただきましてワークショップで作りに上げたマニュアルなどによって、必要な活動ができる人材を育成したいという事業でございます。

中原委員 1点目の数についてはわかりました。算数が苦手で……。

それから2点目の、役員会というふうにおっしゃったことなんですけれども、これは自主防災にかかわる役員会ということかなというふうに私思っていたんですけど、今の説

明を聞くと、自主防災組織についても議題に毎回上るようになっていきますという説明なので、自治区の役員会か何かを指しておられるのかなと思って、もう一度説明をいただきたい。

それから、3点目は、内容はもうきのう聞いてわかっているんですけど、ただ、きのうは余り人材を育成するということはそれほど強調されていなかったように思う……きのうのことはもう別の委員会なので結構ですけど、そういった事業をせっかく町として取り組むのであれば、専門職ではないかもしれないけれど、自主防災組織にかかわっておられる皆さんにもこういった機会にご参加いただくということも含めて積極的な活用をなさってはどうかという提案的な考えで申し上げたことだったんですけど、そのことについて、積極的な活用をお考えかどうかお聞きしたいというのが3点目の趣旨でありましたので、再度お答えいただきたいと思います。

白井総務企画部長兼財政改革部長 この事業の主旨につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

そうしますと、この事業に参画していただく方々、特に専門職の方、それと今ご質問いただきました自主防災組織の役員など色々な方々に参加していただき、そして勉強していただき、そして地域で支え合いができる人材を育成するためのワークショップとか、実践マニュアルをつくる必要があると考えております。よって、このように積極的に参加していただく人材を育成する事業を行う予定と聞いております。

阪本まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 役員会というのは、岬町自治区長連合会役員会というのが正式な名前でございます。各4自治区から選出された方々が役員となっております。

中原委員 役員会については理解できました。

白井部長のお答えいただいたところによると、地域防災組織にかかわっておられる方々にも積極的にご参加いただく方向で検討するといった受けとめを私にはしましたが、それでよろしいですか。

白井総務企画部長兼財政改革部長 この事業につきましては、しあわせ創造部が担当して実施する予定でございますので、事業の趣旨を説明させていただきました。よって、その参加者の問題につきましては当然参画していただく必要があると考え、私が答弁させていただいております。従いまして、きょうのご意見につきましては担当部にも伝えさせていただいて、できるだけ多くの方が参加していただくというような事業を進めていくよう検討を行う旨を担当部に伝えたいと考えております。

田島委員長 他にございませんか。

竹内委員 1点だけ。岬ゆめ・みらい基金の件なんですけれども、岬ゆめ・みらい基金の、要するに現在の残高は幾らありますか。

早野総務企画部企画政策課長 平成23年度末の見込額ですが、14万3,000円が見込み額となっています。

平成22年度末残高では630万3,179円が残高となっております。

田島委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第78号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第82号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 委員会資料の9ページをごらんください。

平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。

4、繰入金、1、基金繰入金、1、淡輪地区財産区基金繰入金といたしまして24万1,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、繰出金に充当するための財源更正です。

次に、歳出です。

2、諸支出金、2、繰出金、1、繰出金といたしまして24万1,000円です。内容につきましては、淡輪13区の集会所雨漏れ修繕に係る経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして24万1,000円です。

以上でございます。

田島委員長 ただいま説明を求めました。

本件について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第82号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第82号は、本委員会において可決されました。

議案第83号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 委員会資料の10ページをごらんください。

平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。

1、財産収入、2、財産売払収入、3、土地売払収入といたしまして41万6,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、一般会計の歳入でもございましたとおり、第二阪和国道土地買収に伴い41万6,000円のうち、21万2,000円を財産区基金に充当し、20万4,000円を繰出金に充当するものでございます。

次に、歳出です。

2、諸支出金、1、基金費、1、深日地区財産区基金費といたしまして21万2,000円です。内容につきましては、先ほど歳入でもございましたとおり土地買収に係る土地売払収入のうち財産区財産の処分に係る配分割合による51%相当額を財産区基金に充当するものでございます。

続きまして、2、諸支出金、2、繰出金、1、繰出金といたしまして20万4,000円です。内容につきましては、一般会計の歳入でもございましたとおり、土地買収に係ります土地売払収入のうち、財産区財産の処分に係る配分割合による49%相当額を一般会計に繰り出しするものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして41万6,000円です。

田島委員長 以上のとおり説明を求めました。

本件について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第83号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第83号は、本委員会において可決されました。

議案第85号「岬町アップル館の指定管理者の指定の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 それでは、12ページから14ページまでで、岬町立アップル館の指定管理候補者の選定経過及び結果についてご説明させていただきます。

まず、指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

公募要項の配布、広報につきましては8月1日から8月19日まで生涯学習課、ホームページ、岬だよりにより行いまして、8月8日から8月19日までの期間で公募をいたしました。

応募者は、現指定管理者の岬町子どもの本連絡会1団体のみでございましたが、公募要項に基づきまして選定基準を満たしているのかどうかを審査するため、9月16日に第1回岬町立アップル館指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。

審査委員会では、申請内容の確認、プレゼンテーション、ヒアリング、選定審査、審査結果の報告を行いました。

選定委員につきましては、表にあります7人でございます。

選定審査の方法は、申請内容、プレゼンテーション、ヒアリングを受けまして選定委員会で定めた別紙の評点表、100点満点の評点表により採点し、委員7人の平均点により判定いたしました。

その評点表というのが13ページでございます。この13ページの一番左側の選定基準といえますのは、指定管理者の指定手続等に関する条例に示されている選定基準でございます。その右の審査基準、事業計画書につきましては、公募要項で示させていただいた審査基準でございます。それぞれに点数を配分させていただいています。

その中ほどの指定管理料、基準額135万円というのがございます。現在は125万1,000円でございます。なぜ増額したのかといいますと、今年度、図書管理システムを導入いたしました。その関係でインターネット、それから電話回線を整備いたしました。その使用料につきまして来年度発生するというので、それが約10万円程度ということでございますので、その分を上乗せした135万円に設定しております。

右側が評価なんですが、それぞれの項目に3段階から5段階、非常によい、よい、普通、悪い、非常に悪いという5段階に分けまして、それぞれ3段階から5段階で評価しております。

それで、普通の列の、一番下を見ていただきたいんですが、58という数字が出てきます。これは全部評価が普通であった場合58点になりますよということでございます。この58点を標準といたしまして、7人の委員の平均点が58点未満の場合は候補者として選定しないということといたしました。

そして、採点の結果、委員7人の平均点は86.2点ということでございました。その採点結果が14ページです。

右側の黒く網かけした部分、A、B、C、D、E、F、G、これが委員7人を示しております。それぞれが一番下を見ていただきたいんですが、それぞれの採点は90点、72点、83点、93点、85点、90点、91点で、7人の平均点は一番右下、86.2点ということでありました。

12ページのほうにお戻り願います。こういう86.2点という高い評価を受けまして、選定委員会では満場一致で申請者をアップル館の指定管理候補者に選定するということが決定されました。

ここで、委員長済みません、資料の訂正をお願いいたします。その下の住所、岬町深日850番地とございますが、正しくは岬町深日994番地の245ということがございますので、申しわけございません、訂正のほうをお願いいたします。

田島委員長 質疑に入る前に、今、理事者からミスプリについての報告がありました。これは、表面の議案書の部分についてはミスプリはございません。裏面の説明の部分について、地番の部分の間違っているということ。

本来であれば、正誤差しかえをすべきですけれども、説明の部分ですので、この部分について当委員会で各委員さんのご了承をいただいてこの場で正誤を正したいと思うんですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 そうしたら、委員長名で一応。今後そういうことのないように、一つ説明ですので、今回、口頭で訂正します。次から、一つよろしくお願ひしたいと思います。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 申しわけありません。

引き続き説明をさせていただきます。

それで、候補者は住所が岬町深日994番地の245、名称 岬町子どもの本連絡会、代表者 近藤弘子であります。

そして、同日、選定委員会から教育委員会に選定審査の結果を報告されております。

指定管理料は134万9,000円であります。これは申請者からの提案額であります。

そして、9月29日開催の定例教育委員会におきまして選定委員会の報告を受け、岬町子どもの本連絡会を岬町立アップル館指定管理候補者に選定する議決がなされました。

以上が今回の議案上程までの経過でございます。

田島委員長 ただいま担当課から説明を受けました。

本件について、質疑ございませんか。

奥野委員 1点だけお聞きします。近くでありながら、私は正直言って1回も行ったことがないんですけれども、月、火がお休みで水曜日から日曜日までの週5日間開館だと思うんですが、この会で主に何人ぐらいで運営していただけるのか、その点だけ確認したいと思います。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 スタッフのほうが、一応8人でローテーションを組んで回っておるというふう聞いてます。

時間も、例えば1時から3時までの方が何人、2時から5時までの方が何人というふうな形で、時間差も踏まえながらローテーションを組んでやっていただいているというふう聞いております。

田島委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第85号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第85号は本委員会において可決されました。

議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めますが、次に続く案件、議案第87号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」、議案第95号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」も関連していますので、同時に説明を求めたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 それでは、まず議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

質疑ございませんか。

竹内委員 先ほだちよつと私言つたんですけれども、これ、文化センターと青少年センター、これにかかわることなんですけれども、事務分掌条例の一部改正ですので、まず、これを先にさせていただきたいと思ひます。

中原委員 進行上のことで、三つとも文化センターと青少年センターにかかわりがあると。かつ事務分掌については文化センター、青少年センターにかかわることと、それからプロジェクトチームの設置のことが書かれているわけですから、当然審議は一つ一つということになりましようが、やはり三つとも文化センター、青少年センターの運営にかかわることになってくるので、ご準備いただいた補足説明を先にいただいて、それから三つの議案の審議という進め方はいかがでしようか。

田島委員長 そうしたら一括で、議案第86号、議案第87号、議案第95号の補足説明をまずしていただいて、そして個別質疑に入りましようか。

そういう運営でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 議案第86号の補足説明から、説明者お願ひします。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 それでは、議案第86号、それから議案第87号、あわせて議案第95号も関連しますので、その3点に関連する補足説明ということで、20ページから23ページに基づきまして説明させていただきます。

まず、これは文化センター、青少年センターの町長部局から教育委員会への所管がえについて、これまで検討してきた経過の説明ということでさせていただきます。

まず、20ページが現状の体制をあらわしたイメージ図でございます。まず、本庁には教育委員会事務局があつて、学校教育課、指導課、それから生涯学習課が連携、協力しながら事業実施をしています。

生涯学習課については、職員体制は現在正職員が4名と社会教育指導員が1名です。生涯学習課が所管する施設としまして、まず淡輪公民館がありますよ。淡輪公民館につきましては10月まで生涯学習課長が館長を兼務しておりましたが、11月から専任の正職員の館長が配属されましたので、正職員が1名と司書、事務、用務の臨時職員が3名という体制になっております。

それから、岬の歴史館については臨時職員を1名配置しております。アップル館につきましては、指定管理で管理運営しているところです。それから、町民体育館、三つの運動広場、テニスコートの体育施設があります。それから、多数の文化財、古墳もござひます。

それから、学校施設の使用申請関係につきましても生涯学習課で所管しておるといった状況でございます。

一方、右側の人権推進課につきましては、人権担当の2人が本庁に配属されています。それで、文化センター、青少年センターには正職員2人で管理運営しているというような状況でございます。

これらの検討の背景といたしましては、第2次集中改革プランで、淡輪公民館、文化センター、青少年センターの管理運営の見直し及び町組織の再構築というのが主な行財政改革項目として挙げられております。

それから、生涯学習課、文化センター、青少年センター、それぞれに問題点、課題等抱えておきまして、生涯学習課につきましては所管施設が多くて分散している。休館日、開館時間がばらばら。公民館に専任職員がいないということが問題点でございましたが、これは11月の人事異動によりまして改善されております。

それから、平日、夜、土曜日、日曜日の勤務が多いということ、歴史館については土曜日、日曜日の活動が中心であること。それから、平成20年度からの施設の有料化や今年度からの歴史館のオープン、それから公民館への対応などで業務量がふえております。

それから、各職員の担当事業、団体、施設がございまして、なかなか自席でとどまることがちょっと少ないような状況になってきております。そういう関係で、特定の週休日がなく、代休、振りかえ休日、年休取得も困難になってきているというような問題点を抱えております。

一方、文化センター、青少年センターにつきましては、正職員が2名でございますので、1日勤務の日が週2日発生いたします。また、事業の充実や新たな事業展開が困難な状況ということでもあります。

それから、青少年センターは本来、教育委員会の所管が適当かなというふうに考えられますが、立地上などの点から、文化センターと青少年センターを切り離して管理運営することは非効率でもありますし、現実的ではないなということなんです。

それから、文化センターにおきましては現在、隣保館運営費等補助金を受けている関係もございまして、青少年センターとの統合といいますか、一本化というのが難しい状況でございます。

21ページに入りまして、今、お話ししたこれらのことを改善しまして、生涯学習課、文化センター、青少年センター事業を効率的、効果的に行い、充実させるとともに各施設

の管理運営も効率的に行うため、文化センター、青少年センターを町長部局から教育委員会に所管がえし、生涯学習課が管理運営するということを検討してまいりました。

次に、検討案の概要のイメージ図でございます。

まず、本庁には学校教育課と指導課が残りまして、生涯学習課は青少年センターに移動します。

生涯学習課が文化センターと青少年センターを管理運営いたします。また、生涯学習施設についてもこれまでどおり管理運営をするということになります。

職員の体制は現行と同数を置きかえております。

それから、文化センター、青少年センターの所長につきましては、管理職が兼務するというようにしております。

それから、あと、生涯学習課の所管施設の休館日を見直したいなというふうに思っております。その施設は文化センターと青少年センターと歴史館でございます。

あと、文化センターと青少年センターの有効活用等についても検討していく必要があるなというふうに考えております。

それから、次のページでございます。22ページです。

この見直しによるメリットはといいますと、一つは生涯学習課が文化センター、青少年センターを管理運営することで、文化や青少年に関する事業等について効率的効果的、かつ柔軟な取り組みが期待できること。

二つ目に、各種行事やイベント等の実施体制及び施設管理体制が確保されること。

三つ目に、文化、青少年、スポーツ関係団体等が文化センター、青少年センターを利用することで利用者間の交流が活発になり、両センターの活性化が図られるとともに、開かれたコミュニティセンターづくりが期待できること。

四つ目に、文化センター、青少年センター、岬の歴史館の休館日を見直しすることで、具体的には今、文化センター、青少年センターが日曜日休みですが、日曜日を月曜日に変更したいなというふうに考えております。変更することで利用者がふえることが期待できると。また、土曜日、日曜日勤務による代休、振りかえ休日措置がなくなり、特定の週休日を確保することで職員の健康管理もしやすくなること。

なお、公民館の課題につきましては、11月異動で改善されておりますので省略させていただきますが、これらのことがメリットとして挙げられるのかなど。

一方、デメリットとしましては、教育委員会事務局が本庁と青少年センターに分かれま

す。また、生涯学習課の週休日が平日となります。そのことから、教育委員会や他の部課との連絡調整ですとか連携については一定の制約がかかるということ。

それから、本庁での会議等への出席などによって施設間の移動が煩雑になるのかなというふうなことが挙げられます。

今回の所管がえで対応が必要な事項としましては、まず関係条例の規則の改正が必要でございます。それから、関係団体への周知徹底と周知期間も必要です。休館日、早朝、夜間の施設、主に体育施設のかぎの貸し出し、返却についての調整も必要でございます。

あと、施設使用申請の簡素化、利便性の向上も図っていく必要があるかなど。それから、文化センター、青少年センターの有効活用等についても検討していく必要があります。

あと、教育委員会全体になるんですが、公用車の廃車についても検討しなければならないというふうに考えております。

なお、今回の事務所移転に伴う経費でございますけれども、電話とかインターネットの若干の配線工事は出てくるかもしれませんが、経費は少額でおさまるのかなというふうに考えております。

それから、今後の行財政改革の推進の方針ですが、集中改革プランに沿いまして、各施設の指定管理者制度や代替施設の活用など、さらなる管理運営の見直しについて引き続き検討していくということとしております。

23ページは、休館日の見直し案でございます。現行が生涯学習課が一応、土、日が週休日と、公民館は火曜日、歴史館も火曜日、アップル館は月曜と火曜日、町民体育館が木曜日、文化センターと青少年センターが日曜日が休館日になっております。

これを下の見直し案でいきますと、文化センターと青少年センターの休館日を日曜日から月曜日に変更しまして、岬の歴史館についても月曜を休館とすることで、月曜日が生涯学習課の完全週休日ということにしたいと。これにより、土曜日と日曜日は勤務日というふうになります。そして、もう1日の週休日は、火曜から日曜日の間で交代制で回していきたいなということを考えております。

なお、今回の所管がえに伴います詳細な部分につきましては、今後、協議、調整の上、なるべく早い段階で取り決めてまいりたいと考えております。

田島委員長 ただいま補足説明をいただきました。

それでは、議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、質疑ございませんか。

中原委員 プロジェクトチームのことについて、少しイメージがわからないのでお聞きしたいと思います。

プロジェクトチームを置くことができるという文言を加えるということなので、置くことを想定しておられると思うんですけど、特定の重要課題で緊急に処理する必要があるものを処理させるために置くことができるという表現の仕方になっておりますが、具体的にはどういったものを想定してこの文言を加えるという考えであるのかお聞かせをいただきたいと思います。

今、質問したことへの説明の中で回答が得られるかとは思いますが、本会議場での説明で、臨時でなく日常的な懸案事項をチームで対応していくと。縦割りではない組織の運営を図るということが説明されていたかと思っておりますけれども、そのことについてもあわせてご説明をいただきたい。少し具体的にご説明をいただくとイメージがわくのかなと思うんですけども、よろしく願いいたします。

保井直轄副理事 今回のプロジェクトチームにつきましては、先ほども委員の説明がございましたとおり、縦割りの弊害をなくして日常業務の中での懸案事項の重要課題について縦割りを超えた協力体制を築くために設けていくものでございます。

具体的には、集中改革プランにおける日常業務でありながら懸案事項としている項目を想定し、現在、進捗管理をしているところでございますので、その状況を見て強化が必要な場合はその部分を全庁的な協力体制でフォローしていくということができるようになるものでございます。

田島委員長 よろしいでしょうか。

中原委員 何か感じを見せていただいてから。

田島委員長 走ってみないとわからないもんな。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第86号は、本委員会において可決されました。

議案第87号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、質疑ございませんか。

中原委員 先ほど補足説明をいただきまして、資料そのものも、当然事前に見せていただいておりますが、非常にわかりやすいなと思って見せていただいておりますし、現実に抱えている課題を直視されて、それにどのように対応していくか、職員の健康管理はもちろんですが、利用される皆さんのことも考慮に入れて、さらに当初の達成が目的されるべくこういった改革を行おうとしているというふうに見せていただきまして、非常にいい方向なのかなと。

やり出して、またいろいろな難しい点が出てくるかもわかりませんが、大きな方向性としては合理性のあるものだというふうを感じながら見せていただいております。

それで、文化センターのことですけれども、こういった改革に伴ってお部屋の貸し出しをされているわけですけれども、具体的な運営としては、借りるとかの手続は今までどおり青少年センターの職員の部屋に申し入れるということで、実際に借りる人の手間といたしますか、そういったことは変わらないのかということが1点と。それから、運営主体の問題ですけれども、集中改革プランの中で運営主体を検討していくということがこれまでも議論されてきたところかと思いますが、その一つの答えであるというふうにとめていいのか。

もう1点、休館日なんですけれども、資料の23ページを見せていただいて、単純な素人考えかも知れませんが、上の現行のところで行くと火曜日が三つの施設のお休みが重なっているの、火曜日にあわせるということが、これだけを見るとそんなふうには私は、そのほうが合理性があるのかなというふう感じていたんですけれども、月曜日にする。それがいけないというわけじゃないんですけれども、何かきつと理由があるんだと思うんですね。そのあたりの理由も確認しておきたいと思っております。

文化センターについてはこの3点なんですけれども、委員長、この機会に歴史館のことについてもちょっとお尋ねしていいですか。この説明資料の中にあつたんで。

田島委員長 この関連性があるからな、説明の中には歴史館も入っているからな。

中原委員 少し聞いておいていいですか。

田島委員長 結構です。

中原委員 23ページの資料の休日の見直し案のところなのですが、歴史館は現在は火曜日に休館というふうについていて、見直し案では月曜日に少し濃い網がけの休館、火曜日に薄い網がけの休館となっているんですが、月曜日に変えるということなのか、月、火が休みになるということなのか、確認を念のためこの機会にさせていただきたいと思います。

谷下総務企画部理事 まず、現在文化センターにおきましての利用者の貸出方法、手続、具体的な申請内容ということでございますけれども、これは従来どおり、所管が変わりましてもこれまでどおりの対応をとっていきたいと考えております。

また、申請用紙につきましても、できるだけ今現在統一を図りながら簡素化をしていきたいというふうには考えております。

それと、2点目の運営主体の検討ということで、これは第2次集中改革プランでも示されてるように、文化センターの管理の見直しの方向性として新たな管理運営方針を検討し、導入をするということで、指定管理者制度の導入ということ視野に入れたご質問かなと思うのですが、これにつきましては当然、現在、文化センターにつきましては隣保館として厚生労働省のほうから隣保館の運営補助金に係る補助金を受けてる関係もございます。

この補助金につきましては、市町村が設置し、運営する公設公営ということを前提にした補助金交付の対象となっておりますので、こういう制度が変更になれば、また指定管理につきましても検討をしていきたいなというふうには考えております。

それと、3点目の休館日ですけれども、火曜日に統一すればということですが、そういう議論もございました、当然のことながら。

ただ、月曜日というのが今現在、生涯学習課で日曜日のイベントが中心になって実施している状況がございます。そういうこともありまして、職員のことばかり申しますと非常に失礼ですが、やはりかなりイベントの後の疲れというのもございますので、月曜日に統一をさせていただいたような状況でございます。

それと休日の、歴史館につきましては、月曜日と火曜日が休館日というふうにさせていただいております。

中原委員 運営主体の検討についての答弁は勘が鋭いお答えだと思いつつ聞かせていただいていたのですが、また今後引き続き、町のほうでは検討を進めるということでもありますので、

行財政改革等の委員会の中でもまた意見があれば申し上げたいと思います。

大きな方向性としてはこういった格好が現状の困難な課題に少しでも対応していけるものというふうに認識をしておりますので、ご努力をいただきたいと。

月曜日を休日に設定されたということについても理解をいたしました。職員の皆さんの健康という視点は非常に大事ですので、そこは大事にしていきたいと思う点ではあるんですが、岬の歴史館の休館日をふやすということになるわけですね。このことは、どういったお考えからこういう判断に至ったのか、確認をしておきたいと思います。

この岬の歴史館については、せんだってイベントが行われまして、非常に盛況でありますし、住民の方々のサポーター登録もたくさんいただいて、その方々にも大いに協力もしていただき、いろんな点で、何て言うか、活性化につながっているなという、短期間の事業であるにもかかわらず成果も目に見える。お金の換算しにくいものだとは思いますが、何て言うか、一言で言うと豊かなものにいろんな意味でつながっているという取り組みでありますから、今後の発展も大いに期待するところなんですが、そこを休館日をふやすという判断に至った理由をこの場で改めて確認をしておきたいと思います。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 まず、歴史館につきましては先ほども説明させていただいたように、土曜日、日曜日がサポーターの方、それから来館される方の活動の中心でございます。これまで利用者の状況などを見ても、やっぱり土、日が多い、月、火は比較的少ないということもございます。

それから、あと臨時職員1名張りつけてるわけなんです。一応、週5日ということもございますし、その辺もあって、それからあと、ほかの文化センター等と合わすということもございまして、月曜日を追加させていただいたと。

ただ、この歴史館につきましては今、孝子の小学校をお借りして活動をしている、事業を実施しているという状況でございますので、この辺については臨機応変にできると思っておりますので、その辺の曜日の設定についてはまた精査していきたいというふうに考えております。

田島委員長 他に質疑ございませんか。

奥野委員 1点だけお聞きします。

生涯学習課で現況お一人社会教育指導員がおいでですけど、今回、統合されることで臨時職員という形に変わっているんですが、常時、社会教育指導員として常駐させないといけないということではないということでしょうか。それだけ確認します。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 特に常駐の必要性はございません。

また、一応人数的に置きかえて合わさせていただいている状況でございますので、一応、社会教育委員さんは委嘱という形になりますので、その辺は未定でございますので、その辺も踏まえまして臨時職員に置きかえさせていただいているというところです。

田島委員長 他に質疑ございませんか。

他に質疑がなかったら、私もちょっと質疑したいと思いますので、権利がございますので、副委員長とちょっと自席のままで交代します。

竹原副委員長 それでは、田島委員、お願いします。

田島委員 全般的に要望というんですか、そういうことをお願いしたい。

今回、大変な機構の部分の入れかえで、ただ、変わっていないのは正職ですね。現状維持のままの機構を変えていると。そういうことで、他の委員も休暇の問題とかるる質問されているんです。

ということで、そういう改革されるんはよろしいけれども、現状の職員数で改革されるということは、やはり休暇の面もとりにづらいし、そして、やはり見せていただいたら兼務の部分が多いですね。ですから、その点心配するのは、やはり余りそういう合理化とした場合に、現場で働く方が健康面を害すると思うんです。今でも私心配しているんですわ。やっぱり健康管理は十分されていると思うんですけれども、ストレスが蓄積してきますので。改革はよろしいですけれども、しかし息抜きをする場も与えていただきたいなど。人間ですので、機械であればいろんな潤滑油を補給すればいけるんですけれども、その点も一つ今後この案について発車してみないとわかりませんので、それで私、細かい質疑は控えているんですけれども、一応見守りますので、一つ職員さんの健康管理の部分については管理職の方、一つ配慮してあげてください。

そして、先ほど中原委員から歴史館の部分について質問もあったんですけれども、歴史館のあるのはわかっています。ただ、歴史館としての位置づけですね、どのような位置づけをされている。公民館であれば館がついて、責任者がついておるということで、歴史館の管理の位置づけ。

そして、今、臨職が入っていますね。ですから、歴史館というウエート、重み、これに対して臨職でいいのか。というのは、もう次年度に退職される方が何人かおられますので、再任用という形で今後そういう補充をしていただければ、肩書として、歴史館長という肩書書けますけれども、臨職では肩書が、これ名刺もできませんので。

教育長、一つ聞いておいてほしいんですけどね。やっぱり、対外的に来館された場合に、単なる臨職のおっちゃんだけでは来た方に失礼ですね。やっぱり、各大学の教授も来られていると聞き及んでいますので、名刺も交換できない状態。立派な歴史館がありますのに名刺も交換できないと。何の職務権限もないというのであれば、来年退職予定者の方で再任用の希望があればそういう配置の仕方。

また、当然退職されていても許されるならば再任用の手続も可能であればそういう方向でせんと、単なる草引いたり、単なる臨職のおっちゃんだけじゃ、ちょっと歴史館は泣くと思いますので。一つその点、要望しておきます。

そして健康管理、この2点だけ、町長一つ財政的に苦しいんですけども、一つよろしく要望のほうお願いしておきます。

竹原副委員長 ご苦労さまでした。それでは、委員長、お願いします。

田島委員長 それでは、質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 質疑ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第87号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第87号は、本委員会において可決されました。

ちょっと委員さんにお諮りしますが、もう時間的に休憩を入れるべきか、続行か、いかがでしょうか。

(「続行でお願いします」の声あり)

田島委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き最後まで委員会運営をしたいと思います。

議案第88号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一

部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第88号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第88号は、本委員会において可決されました。

議案第94号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第94号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第94号は、本委員会において可決されました。

議案第95号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」を議題とします。

質疑ございませんか。

中原委員 先ほど、補足説明をいただいたことの中で、特に青少年センターに事務局を置くということになりますので、そのことにかかわって少しお聞きしたいと思います。

実際の運営というか、そういうことについてお尋ねするんですけど、今だったら青少年センターに行って職員さんの部屋に入ったらお二人しかおられないという状況が、ぱっと扉をあけたら、生涯学習課の職員がばばばぱっと座っておられるということになるというふうに理解していいのでしょうか。

それから、今までだったら生涯学習課の方々は本庁にいて青少年センター、文化センターについては青少年センターのところにおられる主にお二人の職員の方で担われてたということが、共有してお仕事に当たられるということになるのかなと思っているんですけど、そういう理解でいいのかどうか。

具体的にいきますと、青少年センターのセンターの運営にかかわることについて生涯学習課の職員の皆さんが全員同じように共有した理解を持っていて対応してくださるのかどうか、恐らくそういうことも一つのねらいということで本会議でもご説明いただいていたのかなというふうに思うんですが、そういったことで私の理解に誤りがないかどうかということを確認したいということが1点と、それから、施設のかぎの貸し出し返却の問題について、今後の方向性、現時点でお考えのことがあったらお聞かせいただきたいと思いません。

補足資料の22ページのところでも、対応が必要な事項等ということで、三つ目に休館日、早朝、夜間の施設のかぎの貸し出し返却についての調整が必要だというふうに書かれております。

今までですと、本庁に来れば土曜や日曜、また、夜間においても早朝においても守衛さんにかぎを預けておいていただいて、そこから団体がお借りしていくという対応ができたわけですけど、それができないということになると、当然そこへの対応が必要になって

くると。

この対応について、現時点でこういうふうに対応しようと考えているというような計画があればお聞きをしておきたいと思います。2点お願いします。

一本総務企画部副理事兼文化センター所長 まず1点目の事務所の体制ですけれども、これは6人体制で今の事務所でやりたいというふうに思っております。

それと、業務の事務分担につきましては、仮に6人体制になった場合、ある程度の主担というものは決めなければならないというふうに思っておりますけれども、事業など、いろんなイベントをするときに、担当だけでは当然対応できませんので、6人が一丸となって取り組みたいというふうに思っております。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 施設のかぎの貸し出しの対応策でございますが、今まではおっしゃるとおり守衛の方をお願いして受け取りなりしていただいていたということでございます。

今後、土、日のお昼間は職員がおりますので特に問題ないんですが、早朝と夜間の場合の取り扱いが調整必要やということで書かせていただいています。

文化センターには人的な警備の方は10時までおられますけれども、今のところ考えてますのは、今までどおり役場のほうの守衛さんのほうにお願いできないかなというふうなことで考えております。

また、具体的にはきっちりした調整を4月までに行いたいというふうに思っております。

中原委員 1点目の6人体制で一丸となってということは非常に今後の発展が期待されるころだなというふうに思いますので、やはり、この二つの文化センター、青少年センターが目的にかなう形で活発に利用もされて交流だとか文化の発展だとかスポーツも含めてですけれども、そういう形で発展していける拠点となるように努力を引き続き行っていただきたいとご要望申し上げておきたいと思います。

田島委員長 他にございませんか。

竹原委員 先ほど中原委員の関連になるんですけれども、一つ要望を聞いていただきたく思います。

同じように6人体制で青少年センターに行かれるという6人の中に、文化財担当の職員が1人いてると思うんですけれども、どうしても1人……いろいろ活動見ているところでは、文化財担当1人ということで回られているような気がするんですけれども、その辺、複数で見れるような体制にしていただければと思っております。

田島委員長 要望でよろしいですか。

そうしたら、一つ、要望お願いしておきます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第95号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第95号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案9件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

(午後 0時12分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するためここに署名する。

平成23年12月15日

岬町議会

委員長 田島乾正